

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき特例承認申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件（2026年1月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間適用。以下「本供給条件」といいます。）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価をもとに料金を算定し請求することといたしました。

なお、本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

1 2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間

本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	174.78	15.89
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで の1機器につき	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	104.41	9.49
臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの場合	2.82	0.26
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルト アンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.82	0.26
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルト アンペアまでの場合	28.17	2.56

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	28.17	2.56
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	29.61	2.69
農事用電力B		
契約電力1キロワット1日につき	53.29	4.84
深夜電力A		
1契約につき	450.00	40.91
従量制供給の場合		
低圧で供給を受ける場合		
1キロワット時につき	4.50	0.41
高圧で供給を受ける場合		
1キロワット時につき	2.30	0.21

2 2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間

本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	5.83	0.53
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	11.65	1.06
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	23.30	2.12
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	34.96	3.18
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	58.26	5.30
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	58.26	5.30
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	17.40	1.58
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	34.80	3.16
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	34.80	3.16
臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.47	0.04
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.94	0.09
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.94	0.09

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	9.39	0.85
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	9.39	0.85
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	9.87	0.90
農事用電力 B		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	17.76	1.61
深夜電力 A		
1 契約につき	150.00	13.64
従量制供給の場合		
低圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	1.50	0.14
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	0.80	0.07

3 本供給条件別表（燃料費調整）2（基準単価）に定める基準単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	0.765	0.070
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1.529	0.139
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3.059	0.278
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4.588	0.417
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7.647	0.695
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7.647	0.695
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2.285	0.208
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4.568	0.415
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4.568	0.415
臨時電灯 A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.062	0.006
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.123	0.011
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.123	0.011
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1.233	0.112

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.233	0.112
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.296	0.118
農事用電力B		
契約電力1キロワット1日につき	2.332	0.212
深夜電力A		
1契約につき	19.690	1.790
従量制供給の場合		
低圧で供給を受ける場合		
1キロワット時につき	0.197	0.018
高圧で供給を受ける場合		
1キロワット時につき	0.190	0.017